

(陳受30第15号)

東海第二原発の再稼働を行わないことを求めることに関する陳情

受理年月日

平成30年11月27日

陳情者

吉祥寺北町5-6-14-205 市営住宅2号館
池見 恒則

陳情の要旨

2011年3月に起きた福島第一原発の事故の原因はいまだに不明で、事故収束のめどはいまだに立たず、事故後既に7年以上を経過した現在もまだ、「原子力緊急事態宣言」は解除されていません。そのような中で、日本原子力発電株式会社は、昨年11月、東海第二原発について、法律で定められた原子力発電の40年制限を超えて、さらに20年の運転延長を原子力規制委員会に申請しました。それを受けて原子力規制委員会は、この11月7日に東海第二原発の運転延長を認可しました。

東海第二原発は、首都圏に最も近い原発で、都庁までの距離は福島第一原発からの距離の半分程度の約120キロメートルです。より近い東海第二原発で過酷な事故が起これば、武蔵野市が福島第一原発事故以上の放射能被害をこうむることは明らかです。

原子炉等規制法の「40年ルール」は、老朽化した原発の事故を防ぐための最低のルールです。住民の安全を守るために、当初のルールどおりに東海第二原発の再稼働を認めず、廃炉にすることを求める下記内容の意見書を、武蔵野市議会から国に提出することを強く求めます。

記

放射能被害から住民の安全を守るために、運転開始から40年を超える東海第二原発の再稼働を認めず、廃炉にすること。